



(号外)
大蔵省印刷局発行

目次

〔府 令〕

- 警察法施行規則の一部を改正する総理府令(総理一)
- 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則等の一部を改正する総理府令(同二)

〔省 令〕

- 有料職業紹介事業保証金規則の一部を改正する省令(法務・労働一)
- 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則等の一部を改正する省令(厚生一)
- 医師法施行規則等の一部を改正する省令(同二)
- 栄養士法施行規則及び調理師法施行規則の一部を改正する省令(同三)
- 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則及び墓地、埋葬等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(同四)
- 薬事法施行規則等の一部を改正する省令(同五)
- 未帰還者留守家族等援護法施行規則等の一部を改正する省令(同六)
- 老人保健法施行規則の一部を改正する省令(同七)
- 児童手当法施行規則の一部を改正する省令(同八)

二 〇 九 七 六 二

- 土地改良法施行規則等の一部を改正する省令(農林水産一)
- 押印の見直しに係る様式の整理に関する省令(郵政三)
- 炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則及び失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う労働省令の整備等に関する省令の一部を改正する省令(労働三)
- 労働安全衛生規則等の一部を改正する省令(同四)
- 家内労働法施行規則及び雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女性労働者の福祉の増進に関する法律施行規則の一部を改正する省令(同五)
- 炭鉱労働者等の雇用の安定等に関する臨時措置法施行規則等の一部を改正する省令(同六)
- 職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令(同七)

〔規 則〕

- 犯罪被害者等給付金支給法施行規則等の一部を改正する規則(国家公安委一)

〔告 示〕

- 国立公文書館利用規則の一部を改正する件(総理一)
- 食品総合研究所依頼試験規程等の一部を改正する件(農林水産二)
- CCITT勧告に準拠する国内標準の作成及び発行を行う機関の認定に関する規程の一部を改正する件(郵政一六)
- 非標準機能提供者コードに関する規程の一部を改正する件(同二七)

三 三 三 元 元 元 三 六 二

- オブジェクト識別子の構成要素値の指定に関する規程を定める件の一部を改正する件(同二八)
- 電子メール通信網のプライベート・ドメイン名の指定に関する規程の一部を改正する件(同二九)
- 情報通信ネットワーク安全・信頼性対策実施登録規程の一部を改正する件(同三〇)
- 無線免許手続規則の規定により、既に提出された免許申請書に添付した工事設計書の写しを郵政大臣に提出する場合の手続等を定める件の一部を改正する件(同三一)
- 無線設備の機器の性能試験及び校正に関する手続並びに手数料を定める件の一部を改正する件(同三二)
- 学校の教育課程に開設している科目が郵政省令に適合していることの確認を受けるための手続等を定める件の一部を改正する件(同三三)
- 外国において電波法第四十条第一項第五号に掲げる資格に相当する資格、当該資格により行うことのできる無線設備操作の範囲及び当該資格によりアマチュア局の無線設備の操作を行うおうとする場合の条件を定める件の一部を改正する件(同三四)
- 搬送式インターホンの型式についての指定の申請書及び添付書類の様式等を定める件の一部を改正する件(同三五)
- 一般搬送式デジタル伝送装置等の型式についての指定の申請書及び添付書類の様式等を定める件の一部を改正する件(同二六)
- 電波法施行規則の規程により超音波洗浄機等の型式についての指定の申請書及び添付書類の様式等を定める件の一部を改正する件(同二七)

三 三 三 三 三 三 三 三 三 三

〔公 告〕

諸事項

- 労働者災害補償保険法の施行に関する事務に使用する文書の様式を定める件の一部を改正する件(労働一)
 - 作業環境測定基準の一部を改正する件(同二)
- 裁判所
公示催告、除権判決、破産、免責関係
特殊法人等
通信・放送機構入札関係
会社その他

六 元 元 三

○農林水産省告示第二十一号

農林水産省における申請書等の押印方法の簡略化を実施するため、関係法律、関係政令及び関係省令の規定に基づき、食品総合研究所依頼試験規程等の一部を次のように改正する。

平成十一年一月十一日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣 関谷 陽嗣

第一 食品総合研究所依頼試験規程（昭和二十四年六月七日農林省告示第百二十一号）の一部を次のように改正する。

様式第一号、第二号及び第四号中「職業、氏名又は名称」を「職業、氏名又は名称」に、「宛」を「あて」に改める。

第二 家畜衛生講習会規程（昭和二十五年五月二十日農林省告示第百三十九号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「甲」を「乙」に改める。

第三 種馬鈴しよ検査規程（昭和二十六年二月二十七日農林省告示第五十九号）の一部を次のように改正する。

種馬鈴しよ検査規程

第一条中「種馬鈴しよ」を「種馬鈴しよ」に、「外」を「ほか」に改める。

第二条中「は場」を「はば」に、「は場検査」を「はば検査」に、「使用予定種馬鈴しよ」を「使用予定種馬鈴しよ」に、「植付予定は場」を「植付予定はば」に、「馬鈴しよ」を「馬鈴しよ」に改める。

第三条第二号中「馬鈴しよ」を「馬鈴しよ」に、「そうか病菌」を「そうか病菌」に、「粉状そうか病菌」を「粉状そうか病菌」に、「黒あざ病菌」を「黒あざ病菌」に改める。

第五条中「種馬鈴しよ」を「種馬鈴しよ」に、「は場」を「はば」に改める。

第六条第一項中「左の通り」を「次のとおり」に改め、同項第一号中「使用予定種馬鈴しよ」を「使用予定種馬鈴しよ」に、「植付予定は場検査」を「植付予定はば検査」に改め、同項第二号中「は場検査」を「はば検査」に、「はう芽」を「はう芽」に、「若らい期」を「若らい期」に改め、同条第二項中「は場検査」を「はば検査」に、「使用予定種馬鈴しよ」を「使用予定種馬鈴しよ」に、「植付予定は場検査」を「植付予定はば検査」に改める。

第七条第三項中「行なう」を「行う」に改める。

第八条を次のように改める。

（検査合格の基準）

第八條 第六條第一項の各時期検査の合格の基準は、次のとおりとする。

一 使用予定種馬鈴しよ及び植付予定は場検査

イ 使用予定種馬鈴しよは、農林水産省種苗管理センターで生産されたもの、これを用いて道県の直接管理する原種は、増殖されたもの又は植物防疫官が採用種馬鈴しよとして適当と認めたもので、植付前に消毒が実施されたものであること。

ロ 植付予定は場は、次の(1)及び(2)に該当すること。

(1) ジャガイモシストセンチュウの発生していない地域にあること又はジャガイモシストセンチュウの発生している地域にあつては、土壤検査の結果ジャガイモシストセンチュウが検出されないこと。

(2) 高冷地にあること又はアブラムシ及びヨコバイの発生が比較的少ない地域にあり、かつ、は場に隣接する土地に馬鈴しよバイラス病に罹り病しているなす科の植物が生育していない等種馬鈴しよの生産に適した条件にあると認められること。

二 各期は場検査

イ ジャガイモシストセンチュウの付着を認めないこと。

ロ バイラス病、異常株及び青枯病、病株を認めないこと。

ハ 全生育期間を通じて輪腐病の発生が全くないこと。

ニ 疫病、病株又は黒あざ病、病株の被害の程度の著しいものの割合が植付株数の一割を超えないこと。

ホ 馬鈴しよバイラス病を媒介するアブラムシ及びヨコバイの発生の程度が軽微であること。

三 生産物検査

イ ジャガイモガによる被害を認めないこと。

ロ ジャガイモシストセンチュウの付着を認めないこと。

ハ そうか病、粉状そうか病、黒あざ病及び疫病の被害の軽微なものの合計が全体の一割を超えないこと。

ニ かわ、有害動物等により損傷を受けたものがないこと。

別記様式記載注意中5を6とし、4を5とし、3の次に次のように加える。

ア 別記様式記載注意中5を6とし、4を5とし、3の次に次のように加える。

別記様式中「(円形)」を「(菱形)」に改める。

第四 家畜改良センター依頼種付規程（昭和二十六年五月二十一日農林省告示第百七十五号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号に備考として次のように加える。

備考 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

別記様式第二号備考を次のように改める。

備考 一 各家畜ごとに作成すること。

二 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

第五 蚕糸・昆虫農業技術研究所依頼分析規程（昭和二十七年十二月二日農林省告示第百二十四号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号及び第二号中「(菱形)」を「(菱形)」に、「(円形)」を「(円形)」に改める。

第六 農産種子依頼検査規程（昭和二十九年二月十五日農林省告示第七十八号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中「(円形)又は(菱形)」を「(円形)又は(菱形)」に、「(円形)」を「(円形)」に改める。

別記様式第二号中「(円形)又は(菱形)」を「(円形)又は(菱形)」に、「(円形)」を「(円形)」に改める。

別記様式第三号中「(円形)又は(菱形)」を「(円形)又は(菱形)」に、「(円形)」を「(円形)」に改める。

第七 畜産技術講習生規程（昭和二十九年四月十七日農林省告示第百四十一号）の一部を次のように改正する。

別記様式に備考として次のように加える。

備考 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

第八 農業生物資源研究所放射線育種場依頼照射規程（昭和三十六年八月一日農林省告示第七十七号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中「(円形)又は(菱形)」を「(円形)又は(菱形)」に、「(円形)」を「(円形)」に改める。

別記様式第二号中「(円形)又は(菱形)」を「(円形)又は(菱形)」に、「(円形)」を「(円形)」に改める。

別記様式第三号及び第四号中「(円形)又は(菱形)」を「(円形)又は(菱形)」に改める。

第九 畜産試験場依頼分析規程（昭和三十六年十二月一日農林省告示第百三十九号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号及び第二号中「(円形)又は(菱形)」を「(円形)又は(菱形)」に改める。